

一般社団法人島根大学医学部医師会 定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人島根大学医学部医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県出雲市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医道の昂揚、医学医術の発達普及、公衆衛生の向上及び社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域社会の公衆衛生及び保健活動に積極的に協力すること。
- (2) 医学・医術の研究等に対する助成をすること。
- (3) 学術講演会等を開催し、最新医学の修得に努めるとともに診療技術の向上を図ること。
- (4) 会員の相互扶助及び福祉厚生に関する諸事業を推進すること。
- (5) その他目的達成上必要な事業を行うこと。

第3章 会 員

(構成)

第5条 この法人は、島根大学医学部に勤務する医師のうち、この法人の目的及び事業に賛同し入会した者を会員として構成する。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 この法人を退会しようとする者は、別に定める退会届書を会長に提出することにより、任意でいつでも退会できる。

2 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決を経て除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の定款及び議決に違反するような行為をしたとき。

2 会長は、前項の場合においては、その会員に対し、除名の決議を行う総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 会長は、前2項の規定により除名するときは、当該会員にその旨を書面で通知しなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 会員が退会し、又は除名された場合において、既に納入した会費、その他の金品は返還しないものとする。

第4章 役員

(役員)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 理事 3人以上5人以内（会長及び副会長を含む。）

(4) 監事 3人

2 役員は、総会において選任する。

(理事の職務)

第12条 理事は、理事会を構成し、法人法及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法人法上の代表理事として、この法人の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第13条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第14条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 役員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第15条 役員は、無報酬とする。

第5章 総会

(総会)

第16条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(定時総会及び臨時総会)

第17条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後、一定の時期に開催しなければならない。
- 3 臨時総会は、理事会の決議を経て会長が招集する。ただし、総会員の議決権の5分の1以上を有する会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって臨時総会の招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所、その他法人法で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに会員に発しなければならない。

(議長及び副議長の選出)

第18条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、総会において、会員の中から選出する。
- 3 議長及び副議長の任期は、役員任期による。

(議長及び副議長の職務)

第19条 総会の議長は、議事を整理し、会議を主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理し、議長が欠けたときは、その職務を行う。

(議長及び副議長の後任の選出)

第20条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選出しなければならない。

- 2 前項により選任された議長又は副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

(権能)

第21条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 会員の除名
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事会が付与した事項
- (7) その他総会で決議するものとして、法人法又はこの定款で定められた事項

(議決権)

第22条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。ただし、議長には可否同数のときの採決票としての議決権も付与する。

(決議)

第23条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する者が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

(5) その他法人法で定められた事項

(書面表決等)

第24条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法人法の定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから、議長より指名された理事は、議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(理事会)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の任務)

第27条 理事会は次の業務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) その他法人法及びこの定款で定められた職務

(理事会の決議)

第28条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第29条 理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りではない。

(報告の省略)

第30条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法人法で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、会費、寄附金品、事業収入、資産から生ずる収入、その他の収入金をもって構成する。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号については、その内容を報告し、第3号及び第4号については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び役員名簿
- (3) 監査報告

(剰余金の分配)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

第8章 公告及び残余財産

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(残余財産の帰属等)

第39条 この法人が解散する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の目的をもつ法人又は団体に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度)

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(代表理事に関する措置)

3 この法人の最初の代表理事は 井川 幹夫 とする。

4 本定款は、平成27年6月10日から施行する。